

重要事項説明書（介護保険）

1. 訪問看護および介護予防訪問看護の事業者の概要

事業者名称	医療法人社団 友和会
代表者氏名	理事長 末田 格
所在地 連絡先	広島県廿日市市峠字下ヶ原 500 番地 電 話 0829-74-0688 FAX 0829-74-3385

2. 訪問看護および介護予防訪問看護を提供する事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーション 和み
管理者氏名	向 井 剛
所在地 連絡先	広島県廿日市市串戸4丁目2-16 電 話0829-30-8915 FAX0829-30-8916
介護保険指定 事業所番号	3462790134
通常事業実施地域	廿日市市全域・大竹市・広島市佐伯区・西区

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援または要介護状態にある方に対して、安心して在宅療養が続けられるように、その居宅において適切な看護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	① 事業所の看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養を維持できるよう支援します。 ② 事業所の看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指して支援します。 ③ 事業の実施にあたっては、関係市町、および地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

4. 事業所の営業日及び営業時間

営業日（訪問日）	月曜日～土曜日 但し、国民の祝日・12月31日～1月2日を除く。 営業日以外でもケアプランに組まれた場合は訪問します。
営業時間	8時30分～17時30分

当事業所では、ご希望の方には24時間連絡が取れる体制を設けております。

5. 事業所の職員体制（令和7年5月1日）

職種	員数	備考
看護師	常勤7名	管理者業務を行うものを含む
准看護師	常勤1名	
作業療法士	常勤3名	
理学療法士	非常勤1名	
事務員	非常勤1名	

6. 提供する訪問看護および介護予防訪問看護サービスの内容

訪問看護および介護予防訪問看護は、看護師・准看護師等が、主治医の指示を受けて利用者の居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

- ① 健康チェック・心身の状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事・排泄など日常生活の援助
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ 服薬に関する援助
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 認知症の方への看護や精神・心理的なケア
- ⑨ 介護予防におけるケア
- ⑩ 療養生活や介護方法または介護予防方法指導または助言
- ⑪ 社会資源の使い方相談
- ⑫ その他、医師の指示による医療処置、必要な検査の補助など

7. 利用料とその支払いについて

- ①事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その1割または2割または3割の額とする。

・利用料は毎日月末締め切りで計算をし、10日前後までに請求書をお届けしますので明細を確認のうえ、お支払いください。

- ②その他利用料について

- (1)通常の実施地域以外の地域に訪問看護を行う場合

通常の実施区域を越えた時点から自宅までの交通費の実費を徴収する。
なお、自動車を利用した場合は、通常の実施区域を越えた時点から路程1km当たり30円を実費徴収する。

(2)介護保険のサービス計画外や医療保険における週 3 回の制限を超える訪問看護

- ・ 外来受診が困難（家族の協力が困難・移動困難・理解能力に欠ける場合等）で同行を依頼された場合は30分につき実費を1,000円を徴収する。
- ・ その他の法廷代理受領サービス外の訪問は30分につき1,000円を実費徴収する。

(3)1時間30分を超えた長時間の訪問看護

30分超えるごとに別紙の通り実費徴収する。

③ご遺体のケア料は10,000円とする。

8. サービス提供に関するご相談・苦情の対応について

- ① 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町または国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 事業者は苦情対応の担当者およびその連絡先を明らかにするとともに、相談又は苦情の申し立てがあった場合には迅速かつ誠実に対応します。
事業者または事業所（0829-30-8915：向井）が窓口となります。
- ③ 事業者は、利用者が苦情申立を行ったことを理由としていかなる不利益・不公平な取り扱いをすることはありません。

④ サービス提供に関する苦情・相談の担当窓口

担 当 窓 口		担当部署・担当者	電話番号
訪問看護ステーション 和み		向井 剛	0829-30-8915
広島県国民健康保険団体連合会		介護保険課苦情相談係	082-554-0783
市 町	大竹市	地域介護課	0827-59-2144
	廿日市市	高齢介護課	0829-30-9155
	広島市	介護保険課	082-504-2183
	広島市佐伯区	介護保険課	082-943-9730
	広島市西区	介護保険課	082-943-9730

9. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の緊急の事態が発生した場合、必要に応じて応急の手当てをするとともに、速やかに別紙記載の主治医、ご家族、救急隊、市町、居宅介護支援事業所などに連絡をします。

10. 事故発生時の対応について

サービスの提供により、万が一事故が発生した場合は、速やかに関係各機関ならびに利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、当該事故の発生について、利用者または家族に重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

11. 秘密保持と個人情報の保護について

- ① 当事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者およびその家族に

対する秘密および個人の情報を正当な理由なく第三者には漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も職員の退職した後も続きます。

- ② あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には前項の規定に関わらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。

1 2. (虐待防止のための措置に関する事項)

- ① 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（年2回）に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を行う。

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。

(3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

- ② 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

1 3. 利用者代理人について

利用者は代理人を選任して訪問看護の契約を締結させることができます。また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。利用者の代理人選出に際して必要がある場合には、事業者は成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

1 4. その他の留意事項

- ① 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの内容について変更が生じた場合には必ずお知らせください。

- ② やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合には、前日までに電話などのご連絡をお願いいたします。

- ③ 訪問看護師は次の業務は出来ないのでご了承願います。

- ・ 年金など金銭の管理
- ・ ご家族への訪問看護および介護予防訪問看護のサービス

- ④ 訪問看護師に対する贈り物、飲食物の提供はお断りします。

説明年月日 令和 年 月 日

訪問看護または介護予防訪問看護を提供するにあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所住所 広島県廿日市市串戸四丁目2 - 16

事業所名称 訪問看護ステーション 和み

管 理 者 向井 剛 ⑩

説 明 者 向井 剛 ⑩

私は、本書面により、事業所から訪問看護または介護予防訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

ご利用者

住所

氏名

⑩

連絡先

ご家族または代理人

住所

氏名

⑩

緊急時の連絡先

主治医	医 療 機 関	
	利用者の主治医	
	電 話 番 号	
ご家族 または代理人	氏名（続柄）	（ ）
	電 話 番 号	
市 町	担当窓口	
	電話番号	
居宅介護支援 専門員	居宅介護支援事業所	
	介護支援専門員	
	電話番号	

訪問看護ステーション 和み 料金表 介護保険利用時（要支援の方） R6年6月1日現在

＊ 廿日市市では1単位＝10.21円となります。

☆基本利用料＝看護師、准看護師の場合

	単 位 数	自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
20分未満	303	309円	618円	927円
30分未満	451	460円	920円	1,380円
30分以上60分未満	794	810円	1,620円	2,430円
60分以上90分未満	1090	1,112円	2,224円	3,336円

＊ 准看護師の場合は90%の料金となります。

☆基本利用料＝作業療法士の場合

1回20分につき	287	293円	586円	879円
60分で90%の料金	774	790円	1,580円	2,370円

＊ 週20分×6回までの範囲での訪問となり、1日に60分以上は90%の料金となります。

＊ 12か月以降は1回につき23単位の減算となります。

☆以下は加算料金となります。

単位数	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
-----	---------	---------	---------

1) 初回加算

新規に訪問看護計画を作成し訪問提供時	300単位	306円	612円	918円
--------------------	-------	------	------	------

2) 緊急時訪問看護加算Ⅰ

緊急時対応を同意された場合（1月につき）	600単位	612円	1,224円	1,836円
----------------------	-------	------	--------	--------

3) 特別管理加算（厚生労働大臣が定める状態にある場合、1月につき）

特別管理加算Ⅰ	500単位	510円	1,021円	1,532円
特別管理加算Ⅱ	250単位	255円	510円	766円

4) 複数名訪問加算

単位数	1割負担の場合	2割負担の場合
-----	---------	---------

（同時に複数の看護師等が計画的に訪問したとき）

所要時間30分未満の場合（1回につき）	254単位	259円	518円
所要時間30分以上の場合（1回につき）	402単位	410円	820円

5) 退院時共同指導加算

入院中に主治医と連携し、在宅生活における指導を行い、文書を提出した場合	600単位	613円	1,225円
-------------------------------------	-------	------	--------

6) 夜間・早朝・深夜加算

夜間（午後6時～10時）早朝（午前6時～8時）	25%加算
深夜（午後10時～午前6時）	50%加算

☆その他の費用（保険適応外の当ステーションでの料金設定となっています。）

交通費（営業地域は不要）	その他の地域は営業地域を越えた時点から路程1km当たり30円
衛生材料・おむつなど	実費負担
受診同行	30分につき1,000円+かかった交通費の実費
法定代理受領サービス外の訪問	30分につき1,000円
ご遺体のケア料	10,000円

訪問看護ステーション 和み 料金表 介護保険利用時（要介護の方） R6年6月1日現在

＊ 廿日市市では1単位＝10.21円となります。

☆基本利用料＝看護師、准看護師の場合

	単 位 数	自己負担額		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
20分未満	314	320円	640円	860円
30分未満	471	481円	962円	1,443円
30分以上60分未満	823	840円	1,680円	2,520円
60分以上90分未満	1128	1,152円	2,303円	3,456円

＊ 准看護師の場合は90%の料金となります。

☆基本利用料＝作業療法士の場合

1回20分につき	294	300円	600円	900円
60分で90%の料金	794	818円	1,588円	2,382円

＊ 週20分×6回までの範囲での訪問となり、1日に60分以上は90%の料金となります。

☆以下は加算料金となります。

単 位 数	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
-------	---------	---------	---------

1) 初回加算

新規に訪問看護計画を作成し訪問提供時	300単位	306円	612円	919円
--------------------	-------	------	------	------

2) 緊急時訪問看護加算Ⅰ

緊急時対応を同意された場合（1月につき）	600単位	612円	1,224円	1,838円
----------------------	-------	------	--------	--------

3) 特別管理加算（厚生労働大臣が定める状態にある場合、1月につき）

特別管理加算Ⅰ	600単位	613円	1,226円	1,839円
特別管理加算Ⅱ	574単位	586円	1,172円	1,758円

4) 複数名訪問加算（同時に複数の看護師等が計画的に訪問したとき）

所要時間30分未満の場合（1回につき）	254単位	259円	518円
所要時間30分以上の場合（1回につき）	402単位	410円	820円

5) 退院時共同指導加算

退院時共同指導加算			
	単位数	1割負担の場合	2割負担の場合
入院中に主治医と連携し、在宅生活における指導を行い、文書を提出した場合	6 0 0 単位	6 1 3 円	1, 2 2 5 円

6) ターミナルケア加算（当加算について同意の上2回以上訪問の後、亡くなられた時）

ターミナルケアを同意された場合	2500単位	2,552円	5,104円
-----------------	--------	--------	--------

7) 夜間・早朝・深夜加算

夜間（午後6時～10時）早朝（午前6時～8時）	25%加算
深夜（午後10時～午前6時）	50%加算

☆その他の費用（保険適応外の当ステーションでの料金設定となっています。）

交通費（営業地域は不要）	その他の地域は営業地域を越えた時点から路程1km当たり30円
衛生材料・おむつなど	実費負担
受診同行	30分につき1,000円+かかった交通費の実費
法定代理受領サービス外の訪問	30分につき1,000円
ご遺体のケア料	10,000円